

11月

平田村自治功労者表彰式



自治功労者表彰式

1月

祝 ご成人おめでとう

希望に満ちた成人式

文化講演会

主催 平田村・平田村文化会実行委員会

10月



草野仁さんの文化講演会

2月



ひらた冬まつり

2018年 写真で振り返る

9月



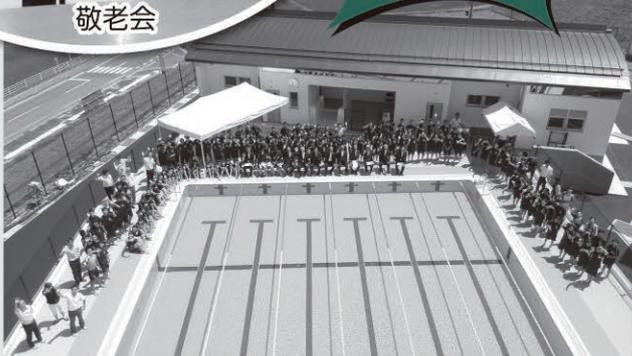
敬老会

村の
できごと



ひらたスポーツクラブ設立10周年

5月



ひらた清風中学校プール竣工式・プール開き

7月



芝桜まつり



「世界のあじさい園」がギネス世界記録®に公式認定



平成30年分村県民税（平成30年1月1日～12月31日） 申告相談のお知らせ

●お問い合わせ 平田村役場（税務課） ☎55-3113

平成30年分申告相談受付が、平成31年2月18日から3月15日まで行われます。

申告に必要な書類や証明書、領収書等の早めの取りまとめをお願いします。

なお、マイナンバー制度の導入に伴い、申告書に個人番号（マイナンバー）の記載と申告者の本人確認書類の写しが必要となります。

申告に持参するもの

◇平成30年中に得た収入について正しく計算し申告もれのないようにしましょう◇

①マイナンバー制度に伴う本人確認書類
次のⅠかⅡ（原本又は写し）のいずれかを持参してください。

Ⅰ マイナンバーカード（顔写真のあるもの）

Ⅱ 通知カード又はマイナンバーが記載された住民票の写しなどと次のいずれかひとつ
運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなど

②申告相談通知書

前回の申告で、営業・農業・

⑨セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）による領収書等
健康の維持増進及び疾病の予防の取組で、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品の平成30年中の購入が1万2千円を超えるとき、この適用を受ける場合は、現行の医療費控除は受けることができません。

⑩身体障害者手帳・療育手帳等
障害者控除を受ける場合に必要です。

⑪農業所得の収支内訳書
収支内訳書及び農業所得計算ノートを領収書等と一緒に持参してください。雇人費や農作業の委託費、支払小作料等で領収書のない場合や相手先を明確に記帳していない場合には必要経費として認められません。

⑫免税所得（免税牛）の売却証明書
農業を申告する方名義の売却証明書を対象で、繁殖牛・飼育牛を売却した時は必ず持参してください。申告書に原本添付となります。

⑬営業所得の収支内訳書
所得計算に必要な帳簿書類（現金出納簿、仕入台帳、貸金台帳、領収書等）及び収支内訳書を持参してください。

⑭金融機関の通帳等
所得税の納税や還付手続をする場合に、申告者本人名義の口座番号が必要です。

⑮住宅借入金特別控除を受ける場合の書類
住宅ローン等を利用して住宅用地を購入した方、マイホームを

⑯その他
平成30年中に土地や建物を売った売買契約書の写し、譲渡のお知らせ、取用証明書、買取引出書、買取証明書など
平成30年中に保険金（死亡・満期）を受け取った保険金支払明細書

新築や購入、増改築等をした時は一定の要件に当てはまれば特別控除を受けることができます。
・請負契約書、売買契約書などの写し
・家屋、敷地の登記簿謄本
・住民票抄本
・住宅取得資金にかかる借入金の年末残高等証明書
・源泉徴収票（給与所得等のある方）
・還付金の振込先の口座番号（申告者本人名義）

③確定申告のお知らせ（ハガキ）
税務署から送付された方は、持参してください。

④印鑑
必ず持参してください。

⑤源泉徴収票・事業主の支払証明書
給与所得（給料・賃金等）や年金所得のある方は、必ず持参してください。

⑥生命保険料の支払証明書
生命保険料控除を受ける場合に必要です。

⑦地震保険料の支払証明書
地震保険料控除を受ける場合に必要です。

⑧医療費の領収書
医療費控除を受ける場合に必要です。
実際に支払った医療費が10万円を超える場合で、平成30年中に支払った医療費の領収書を月別、個人別、病院別に整理してください。なお、高額療養費、生命保険の収入は差し引きになります。

申告相談日程表

- 相談受付時間 午前9時～11時30分
午後1時～4時
※2月27日水及び3月6日水は、受付時間を午後7時まで延長します。
- 申告相談会場 平田村役場 別棟会議室
(旧永田小学校体育館)
※昨年と会場が変更になっていますのでご注意ください。

月	日	対象行政区
2月	18 (月)	小平行政区
	19 (火)	西山一行政区
	20 (水)	西山二行政区
	21 (木)	東山行政区
	22 (金)	上北方行政区
	25 (月)	下北方行政区
	26 (火)	駒形行政区
	27 (水)	中倉一行政区
	28 (木)	中倉二行政区
3月	1 (金)	永田行政区
	4 (月)	小松原行政区
	5 (火)	下蓬田行政区
	6 (水)	打違内行政区
	7 (木)	乙空釜行政区
	8 (金)	
	11 (月)	上蓬田行政区
	12 (火)	蓬田新田行政区
	13 (水)	九生滝行政区
	14 (木)	鴉子行政区
	15 (金)	指定なし

※行政区により指定日を設けていますが、都合が悪い場合は別の日においてください。
※今回の申告から電子申告になります。
※車でお越しの方は、役場駐車場をご利用ください。